

資料 1

2009.10. 5 (月) 第1回

くるま座

戦争と国際条約—戦争の違法化の歩み

**国際人道法**

＜子座座用＞

## くるま座 問題提起と予定

2009年9月17日、東京高裁は、中国人強制連行長野訴訟で、一審同様の原告敗訴の判決を出しました(同日、共同通信)。これは、中国人の元労働者や遺族が、長野県内で重労働を強いられ、国と建設会社4社に損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決でした。

最近の全国のほぼ全ての判決に共通している点は、国と企業の不法行為を認定していることです。強制連行、強制労働の歴史的事実が認定され、更に安全に配慮した労働条件を提供しなかった点が裁判所により認められてきています。

ところで、今回の東京高裁の判決は、原告側が主張する「国際人道法」に言及しています。次のように述べています。「これらの行為が国際人道法に違反するとの主張にはうなずける面もある」。

20世紀は、大量殺戮兵器の使用とともに幕を開けました。それまでは馬と大砲による戦闘でした。しかし1914年からの第一次世界大戦では、局地的には馬も大砲も使われましたが、戦場は陸海空に全面的に拡大し、その兵器は馬と大砲を<時代遅れ>にしまいました。空からは飛行船や爆撃機による空爆(戦略爆撃)が、海では魚雷が、陸では機関銃、戦車、毒ガスが使用されるようになりました。空爆、魚雷、毒ガスは、兵士と一般住民を区別しません。

したがって、戦争で傷つく人々をなるべく少なくしようと努力する人々の関心は、歴史の中で変わらざるを得ませんでした。すなわち、<戦場>の兵士をどのように保護するか、<戦場>で元兵士(捕虜)をどのように扱うかだけでなく、<日常>の一般住民をどのように守り、生命と人権を保障するか—これを考えざるを得なくなりました。更に、一踏み込んで、占領された国の住民だけではなく、占領地、非占領地を問わず、つまり、<日常(平時)>で、敵・味方を問わず紛争国の一般住民の保護を目指すようになりました。最後の視点は「無防備地域宣言」運動を担う人々に現れています。これらは20世紀の人々が、多くの犠牲を出しながら、戦争の悲惨さから学び、未来をめざして築き上げてきた国際人道法の具体化です。

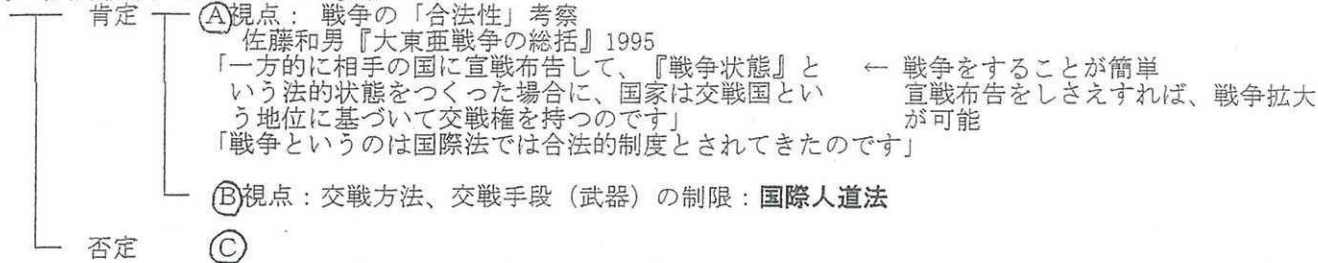
私は、強制労働に関して「国際人道法違反」に理解を示す判決が出されたのを機に、くるま座では、この人道法の萌芽、成立、発展を考え、参加者とともに学びたいと思います。「人道に対する罪」の発展史をも視野に入れたいと考えます。私は一応の問題提起をしますが、さしあたり以下のテーマに沿って学びあいの場にできれば幸いです。

2009.10.5(月) 19:00~20:30	第1回	戦争と国際条約 戦争の違法化の歩み
2009.11.9(月) 19:00~20:30	第2回	人道に対する罪 国際刑事裁判所への歩み
2009.12.7(月) 19:00~20:30	第3回	戦後処理と国際人道法 『シンドラマーのリスト』への歩み
2010.1.7(月) 19:00~20:30	第4回	ジュネーブ4条約と議定書 敵味方を問わず住民保護への歩み

北陸大学教員  
田村光彰  
2009.10.5

(I) 国際人道法

(2) 戦争(武力紛争)を巡る3つの視点:



(3) 広義の国際人道法の発展史

- ① 現代の特徴
- 1) 第一次世界大戦の前
  - 2) 第一次世界大戦の後
- 空 . . . → 現代  
陸 . . . → 現代  
海 . . . → 現代

国家から個人へ

② <(B)視点>の発展と<(C)視点>の顕在化

(A)  
宣戦布告  
しさえす  
れば、戦  
争拡大が  
可能  
戦争: 合法的  
制度/国際法

(B)  
個々の交戦行為の「人道化」

(C)  
戦争の違法化  
<国家 対 国家>

1864 ジュネーヴ赤十字条約 (第一回赤十字条約)

- ・ 赤十字活動、戦争犠牲者の保護
- ・ 戦場での傷病兵の保護 → × 道義的勧告  
→ ○ 条約で確定
- ・ 兵士の保護/戦時: **最初の国際条約**
- ・ 第6条「何国ノ属籍タルヲ論セス」  
国際人道法の源
- ・ **陸戦(陸上での戦闘)のみに適用**  
→ 後に、**海戦**に適用される条約
- ・ 1870 普仏戦争の惨状

加入国の増加

トルコ、ペルシャ、米、日本、シヤム、中国

1868 セント・ペテルスブルク宣言

- ・ **兵器の制限**
- ・ 前文: 戦争の「人道化」
- ・ 戦争で認められること  
= 敵の軍事力を弱めることのみ

1870 普仏戦争

1899 第1回ハーグ平和会議

- ・ 陸戦の法規慣例に関する条約(ハーグ条約)を採択
- ・ 捕虜を扱った**最初の多数国間条約**

1899 ハーグ宣言(化学兵器)

- ・ 中国、日本加入(署名)
- ・ **毒ガス使用禁止**  
投射物からの投棄を禁止

1907 第2回ハーグ平和会議

- ・ **ハーグ陸戦条約(条規)**
- ・ 1912に日本批准 後公布
- ・ 「ハーグ陸戦規則」

(1) **無差別・非武装都市への攻撃、略奪の禁止**

(2) 占領地における**住民の権利の尊重**

- 占領地住民から無制限の徴発、賦役禁止
- 課税、物品の無償徴発禁止
- 現品の提供 → なるべく即金支払い、少なくとも  
領収書を交付を義務づける

生命や家族の名誉を尊重: 女性に対する迫害

(3) 陸軍軍隊に陸戦規則に従い、訓令を発する義務を負う

違反すれば、**負傷責任**を負う

違反した軍隊をもつ**国** → 被害者**個人**に損害賠償

(補償) 義務

- ・ 確立された国際慣習
- ・ 現在も有効な戦時国際法規の基本法
  - ・ 捕虜に対する非人道的扱いの禁止
  - ・ 殺傷能力の高い危険兵器 (毒ガスその他) の禁止
  - ・ ダムダム弾 dumudumu bullet 使用禁止
- ・ 後の「人道に対する罪」が考案
  - 第二次大戦後に定式化

1919 ILO 5号条約

1919. 6. 28 ヴェルサイユ講和条約調印

1) 第一編 = 国際連盟規約

<1> 前文

「締約国は戦争に訴えざるの義務を受諾し」  
 = 連盟の立場：基本的に戦争に訴えない

弱肉強食の時代に終止符をうつ  
(素朴「政治家の歴史理解」 毎. 88. 5. 23)

<2> 第 12 条：「連盟規約による直接的な戦争禁止期間」= 9 カ月

紛争 → 審査 → 仲裁裁判 → 判決 → 3 カ月 → この後に戦争  
 連盟理事会 → 審査 → 3 カ月 → この後に戦争  
 ← . . . 6 カ月 . . . →

連盟規約  
 まず平和的解決機関  
 にはかる  
  
 平和的解決に訴えた  
 後でなければ武力発動  
 できない

違法な戦争  
 ・ 平和的解決機関にはからず、  
 他国領土にいきなり軍を侵入  
 1) 宣戦布告をいきなり出す  
 ・ 処理進行中の戦争行為  
  
 ・ 1931 満州事変：宣戦を伴わない  
 戦争行為  
 ・ 1939. 9. 30 ナチスがデンマーク  
 船に対して無差別攻撃  
 戦時国際法の無視

<3> 立作太郎 (国際法) (1924 年著作)

・ 宣戦または戦闘行為そのものも 1 2 条前段により禁止

2) 第二編 = 戦後処理

<1> 刑事的責任

第 227 条：前ドイツ皇帝の「国際道義と条約の神聖を傷つ  
 けた最高の犯罪」について訴追

戦争指導者が国際刑事法上の責任を問われる  
 = 「平和に対する罪」の先例

<2> ドイツの戦争行為 = 初めて「国際法違反」と判断

<3> 民事的責任：賠償

巨額の賠償金：第 8 編 (「賠償」Reparation)、第 9 編  
 (「財政条項」)、付属書

1. 賠償 1320 億金マルク (330 億ドル)

ドイツ → 連合国の国民が受けたすべての戦争被害

→ 連合国が支出した費用の全額

分配率：仏 52%、英 22%、伊 10%、

日本 0.75% (9.9 億金マルク)

日本国と被害者個人個人の損害を計算 → 請求 → ドイツ

2. 個人補償のシステムをつくり、実行した最初の

国際条約

被害国の損害、被害国の国民個人の損害を含む

= 初めて、加害国家 → 被害国民に損害を支払う

加害国 → 補償の実行 → 被害者個人

ヴェルサイユ条約以前

国家 → 請求権を行使 → (加害) 国家  
 個人の受けた損害 = 国家の被害  
 賠償 = 戦費賠償  
 戦勝国 → 賠償 → 敗戦国  
 = 懲罰的、特権的立場

ヴェルサイユ条約

個人 → 提訴可能 → 仲裁裁判所

賠償  
 違法な戦争行為に基づく  
 損害賠償 (補償)

↑  
 総動員 (人的・物的資源) の  
 「総力戦」

= 一般国民が直接被害を受ける

個人補償システム

国家の権利 / 個人の権利

賠償 (分離) 補償

<4> 法概念「戦争犯罪」生じる

1921 婦人および児童の売買禁止に関する国際条約

1922. 2. 6 ワシントン軍縮条約 (海軍軍縮条約)：海軍主力艦、航空母艦の保有制限

中国に関する 9 カ国条約 (対華九カ国条約) 調印：ワシントン会議 (1921. 11-22. 2) にて

- ・日本、批准する
- ・第 I 条第一項：中国の「主権、独立、その領土的行政的保全を尊重すること」  
列強による中国の侵略、占領を禁止
- 他条項：日本の山東省利権を中国に返還
- ・日本の表明：中国のどこにおいても領土拡張政策をとらない

1925.6 ジュネーヴ議定書 (化学兵器)：日米不参加  
**毒ガス、糸田菌兵器等の戦場での使用禁止**

1926 **奴隷禁止条約**採択される

- ・1924 国際連盟理事会は、暫定奴隷委員会設置
- ・日本：批准せず  
既に国際慣習法に

1924.10 ジュネーヴ平和議定書 (条約案)

- ・前文：侵略戦争は罪悪
- ・狙い
  - 1) 国際紛争の平和的解決方法の完全化  
= 戦争の違法化 (←「連盟規約」：不完全)
  - 2) 侵略国の定義の明確化
  - 3) 制裁の義務化
  - 4) 応訴【訴に応ず】義務の明確化
- ・日本の態度
  - 1) 石井菊次郎大使 (国際連盟代表)：議定書案成立を賞賛  
「茲に仲裁及安全に依る平和を世界にもたらし、人類を軍備の重荷より解放せむとする我大事業の基礎を築くに至れり」
  - 2) 法学者の見解  
横田喜三郎 (国際法)  
「裁判を拒絶して戦争に訴ふるものを侵略者と見るといふことは、実は現在に於ける国際社会一般の信念」  
坂本瑞男 (外務官僚、国際法)  
「平和議定書に至って遂に (連盟) 規約の欠点は全く補われ、『戦争の違法化』は完成せられむとした」
  - 3) 政府側：調印に反対姿勢  
日本：対中国 (英国：政権交代)
- ・批准国数少なく、廃案に

1928.8 **パリ不戦条約**

- ・全三条  
第一条「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴うることを非とし」「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」
- ・目的：戦争全体の違法性
- ・戦争一般の禁止
- ・侵略戦争の放棄を誓う (秦郁彦「政治家の歴史理解」  
(毎. 88. 5. 23).)
- ・参加国  
~1937 年末：批准 Or 署名 64 カ国 (9 割以上/世界の国  
= 戦争の違法性を国際的に認知)
- ・自衛権の明確な規定なし

1929.7 ジュネーヴ条約「捕虜の待遇に関する国際条約」

- ・1929 年 ジュネーヴ外交会議で作成  
参加 47 カ国 (25 欧州諸国, 22 非欧州)

- ・自衛権の明確な規定なし
- ・規制力の弱さ

1929.7 国ジュネーブ条約「捕虜の待遇に関する国際条約」

- ・1929年 ジュネーブ外交会議で作成
- 参加 47 カ国
- 25 欧州諸国, 22 非欧州諸国, 英ドミニオン (英連邦内自治領)

趣旨

- 1) 「ハーグ陸戦規則」を補う  
「敵の権力内にある(=抑留中)」  
捕虜の取り扱い【ハーグ陸戦規則  
17ヶ条 (第2章4-20条)】が不十分
- 2) 戦時捕虜の保護を拡大
- 2) 条約当事国は、「いかなる場合も」  
unter allen Umsta"nden 遵守を義務化 (VdWD21)
- 交戦国で、条約当事国でない場合  
→遵守は義務でない  
⇒但し、国際慣習法は、最低基準として、該当(VdWD21)

内容

1) 人権に配慮

- ①第3条「人格及び名誉を尊重される」
- ②「一日の労働時間は過度」であってはならない
- ③その場合、「不健康又は危険なる労働」(32条)や、「肉体的に不相当なる労働に使役」(29条)することを禁じる。
- ④交戦国同士で協定を結んでいれば、その労働には賃金を払わなければならない(34条)。
- ⑤休日  
一週に一度、連続24時間の休業日

2) 十分な食糧、飲料水、衣料の供給

- 3) 肉体的に不当な労働につかせない  
但し、将校以外の捕虜：労働に服させることができる

捕虜の労働の分類 (27~34条)

上級の兵士(「級及び準級」): 労働させてはならない  
これ以外の捕虜 : 階級、能力に応じて「使役」することができる(27条)。

条件

- ①労働は過度ではない ⇔ 【日本の実態】  
枕木一本一人  
死亡率: 捕虜=オーストラリア兵  
8031人 = 1/3人
- ②一切の作戦行動に関係しない ⇔ 泰緬鉄道=軍用鉄道
- ③労賃を払わなければならない ⇔ 捕虜 : 支払われず  
アジア人: 約束 5 \$/日 → 1 \$/日

「ハーグ陸戦規則」との比較

「ハーグ陸戦規則」	捕虜条約
捕虜を「作戦行動」に動員してはならない	「作戦行動」を具体的に規定 「各種兵器弾薬の製造」や「運搬」 「戦闘部隊」のいる所へ資材を運ばせ、 届けさせること(31条)。

4) 設備、衛生、規律など収容環境を詳細に定める。

(出典: 東京裁判ハンドブック編集委員会編東京裁判ハンドブック(清木書店、1989年、257~264頁)

①設備に関して

1. 宿泊所は「湿気を避け」、「保温且つ証明」が必要であり、「火災の危険に対しては予防」措置が講ぜられなければならない(10条)。
- ②寝室について
  1. 「総面積、最小気容、寝具の設備及材料」の3点に関して、「捕獲国の補充部隊」と同一(戦争の際には、国は兵士の減員を補充、この自国の補充兵と同じ環境を捕虜にも提供)

【ナチス時代の実態】

- ・強制収容所、労働収容所、教育収容所などは、これらのすべてに違反
- 絶滅収容所(殺戮のみを目的)は論外。
- ・1942. 10. 18  
連合軍の潜入、基地工作に対して、「違法」として処刑する方針を決定
- 1) 連合軍戦術: 少数部隊でナチス軍基地に潜入(陸海空より) → 基地の破壊活動
- 2) 国際条約、慣習を無視(例: 捕虜条約)
  - 1) 処刑
  - 2) 降伏を認めず  
捕虜 → 保安部に連行 → KZ へ(ベルゲンベルゼン、ザクセンハウゼン、シュトラスブルクなど)  
(ナ裁70) → 銃殺

③食糧に関して

1. 質、量ともに「補充部隊のものと同じ」(第11条)  
「飲料水は十分に供給」しなければならない(同)。  
「食糧に関する一切の固体的懲罰手段は之を禁止する」(同)。

【ナチス時代の実態】

- ・ソ連人(民族性) = 一括して犯罪者集団  
非ソ連人に比べて懲罰的に食糧の質を劣悪化

④衛生環境について

1. 「収容所の清潔及衛生を確保」する義務と、伝染病を予防するための「一切の衛生的措置を執る義務」が課される(13条)。
2. 治療、手当の必要がある時は、その「費用は捕獲国の負担」である(14条)。  
捕虜への医学的検査は、少くとも「月に一回」はしなければならない(同)

【ナチス時代の実態】

- ・予防はおろか、全く逆に菌を生体に植え付ける人体実験

⑤収容所の知的、道徳的条件

1. 宗派の礼拝  
捕虜自身の計画する「知的・体育的娯楽」を「でき得る限り、奨励」すること(第16条)。
2. 礼拝は、捕獲国の定める秩序や規定に従うという条件がつけられてはいるものの、宗派の行いには「一切自由」が与えられ、「その宗派の礼拝式に参列する」ことができる(16条)  
(= 身体は拘束されていても、信条まで束縛はされない)

【例】トマス・キニーリー原作『シンドラーのリスト』(監督スピルバーグ)

1200人のユダヤ人を救ったオスカー・シンドラーの救出方法

=<強制労働>、「捕虜条約」の水準

シンドラーの工場での<ある一つのシーン>

ユダヤ教のラビに扮した長老が主宰する礼拝

⑥一切の体罰、日光の当たらない場所へ「監禁」すること、残酷な刑罰も禁じられる(46条)。

<日本の実態>

全権委員派遣、条約に調印 → しかし批准せず(ANHK):

宣言: 「必要な修正を加えて」適用する用意がある

相手国: 米、英、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

開戦直後、交戦国間の照会: 「条約の取扱い」

日本 → (回答) → 交戦国

「拘束されず」(← 批准せず)

しかし「基本的には準用する」

東京裁判判決

「ジュネーブ捕虜条約を『準用』的に遵守するという日本政府の誓約または約束については、それをどう考えようとも、すべての文明国が承認した戦争に関する慣習法規によれば、捕虜と一般抑留者には、すべて人道的な取り扱いを与えなければならないということは、動かすことのできない事実である」

実態

(1) 1941. 1 「戦陣訓」: 東条陸軍大臣「無投降主義」

・「生きて虜囚の恥ずかしめを併せ」

「死して罪過の汚名を残すことなかれ」

・日本軍に捕虜への人権思想が根づく

降伏した連合軍兵士を軽蔑視

戦争規則を無視 → 捕虜虐待

(2) 1938-40 荒木貞夫文部大臣訓辞

・「最高の名誉は、天皇のために死ぬことである」(演説、宣伝映画)

(3) 「バターン行進」(捕虜の行進) フィリピン: 112 km、炎天下

・捕虜虐待、マラリア、過労

・捕虜 米兵: 12000 人 → 死 12000 人 フィリピン人 64000 人 → 死 15800

収容所にて、捕虜 死 3 万人

・東京裁判: 「泰緬鉄道」、「バターン」

欧米兵士: とりあげる ⇔ アジア人犠牲者; ほとんどふれず

アメリカの例

・人種偏見 → 日系人 → 低賃金「よく働く」

特にカリフォルニア: 1920 年代の反日感情

- ・ ツールレーク強制収容所
- ・ 裁判；補償要求 ・ 1988, 2 万ドル/一人
- ・ 米政府；謝罪、補償金支払う

4) 問題点

- ①地位に関して  
亡命政府、または類似の当局のために闘う戦闘員の地位
- ②構成員に関して  
占領地で行動する抵抗運動の構成員
- ③捕虜労働の利用

ドイツ：1934 両条約（Ⅰ、Ⅱ）に加盟、  
国内法に取り入れる（VdWD21）  
→国防軍兵士にとり、守らなければならない法

1945. 6. 26 国際連合憲章（国連憲章、  
The Charter of the United Nations）署名  
1945. 10. 24 発効  
1952. 6. 4 日本、国会承認 1956. 12. 19 公布  
・武力行使の違法化（松井邦「イラク攻撃と国際法」中（夕）03. 3. 25）  
・全ての戦争を含む武力による威嚇または武力の行使を禁止（「解説・国際連合憲章」、小田滋、石本泰雄編、増補版「解説 条約集」三省堂 1986）  
「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を・・・慎まなければならない」（第二条4項）  
例外 1) 自衛権の行使（第51条）  
「戦争と人類の長い歴史のなかでも、これは画期的な出来事」（前田哲男「PKO」岩波ブックレット、1994）  
2) 国連安全保障理事会が決定した集団的措置  
国際紛争の解決手段として武力を用いない、軍備の規制（包括的、全面的軍縮）  
→しかし、武力行使、威嚇 ⇄ 国連安全保障理事会が強制措置（前田哲男「PKO」岩波ブックレット、1994）

・ 伝統的国際法（～ 20 世紀初め）

国家の自由領域

- 1) 戦争原因の自由  
どんな理由で戦争に訴えるか
- 2) 戦争決定の自由  
戦争に訴えることを決定

19 世紀的国際社会

原因、決定 → < 一国の自由 > 視  
2003. 3. 17 ブッシュ大統領演説  
・ 対イラク「最後通告」  
・ 外国政府を武力による打倒

20 世紀初め以降（国際連盟規約～国連憲章）  
武力行使の違法化

- 1) 理由の如何を問わない  
戦争原因で合意の達成 = 不可能  
乱用の危険
- 2) 戦争決定の自由の制限を目指す  
一定の紛争解決手続きを踏まないで、先制攻撃、進入を禁止  
禁止に違反し、武力行使の国 = 侵略者

1931. 9. 18 「満州事変」

日本軍 → 柳条湖（鉄軌） → 満州主要都市占領

1930 ILO 29 号条約（強制労働に関する条約）  
を採択

1931 国際連盟にて、戦争防止条約案（戦争防止の手段を助長するための条約）成立  
・ 契機：1928 初めドイツの提案  
・ 戦争予防手段  
軍事紛争起きる → 理事会指示の戦闘 → 一切禁止  
停止提案の妨害行為  
戦争開始後でも、それ以前の軍事状態に戻させる  
・ 日本（陸軍）、イタリア、条約化に反対

1937 ILO 5 号条約（工場労働者最低年齢法）改正

第二次世界大戦

1945. 6. 26 国際連合憲章署名  
1945. 10. 24 発効  
・ 武力行使の違法化  
・ 全ての戦争を含む武力による威嚇または武力の行使を禁止（「解説・国際連合憲章」、小田滋、石本泰雄編、増補版「解説 条約集」三省堂 1986）  
「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を・・・慎まなければならない」（第二条4項）  
・ 国際紛争の解決手段として武力を用いない



- ・例外 1) 自衛権の行使 (第 51 条)
- 2) 国連安全保障理事会が決定した集団的措置

・ **伝統的国際法** (～ 20 世紀初め)

- 国家の自由領域
- 1) 戦争原因の自由  
どんな理由で戦争に訴えるか
  - 2) 戦争決定の自由  
戦争に訴えることを決定
- 19 世紀的国際社会  
原因、決定 → < 一国の自由 > 視

20 世紀初め以降 (国際連盟規約～国連憲章)

武力行使の違法化

- 1) 理由の如何を問わない  
戦争原因で合意の達成 = 不可能  
乱用の危険
- 2) 戦争決定の自由の制限を目指す  
一定の紛争解決手続きを踏まないで、  
先制攻撃、進入を禁止  
禁止に違反し、武力行使の国 = 侵略者

(1952. 6. 4 日本、国会承認 1956. 12. 19 公布)

1949. 8. 12 ジュネーヴ 4 条約署名

- ・ ~~戦争犠牲者~~ の保護を集大成
- ・ 四条約

1) 精神  
保護される対象 ≠ 国家や集団の権利、= 個人が生まれながらに持つ権利、生存権  
**個人** を保護

2) 犯罪行為  
上官：部下の犯罪を知りうる立場 → 防止しなかった罪  
部下：「政府、上官の命令に従ったにすぎない」 → 罪を逃れられず

3) 強行規範：締約国 = 189 カ国

4) 履行拒否理由  
軍事的理由  
軍事目標を緊急に攻撃  
⇒ 一般住民保護ができなかった

ジュネーヴ 4 条約  
⇒ 軍事的理由による留保は想定せず  
いかなる軍事的状況下でも、人道的規定  
を遵守

⇒ 189 カ国 = 国連加盟国数 が加入  
遵守の意思をもって加入

不可能なことは強制されない  
= したがうことが不可能  
な法律は存在してはならない

不可能な場合  
→ 締約国の義務 = 不可能な状況を説明する  
【例】「食糧、医療、収容施設が不  
十分なので人道的待遇が不  
可能」  
⇒ 捕虜に必要最小限の食糧を  
与えて解放 > 拘束  
= 条約の遵守

5) 既に国際法上の慣習法  
ジュネーヴ 4 条約から、50 年以上、一カ国も脱退なし  
どのような状況でも遵守義務  
ジュネーヴ 4 条約

どのような状況でも遵守義務

A 国 . . . . . → B 国の捕虜を虐待  
A 国の捕虜を虐待 × ← B 国

↑  
個人を保護、国家主権の枠を超える

条 約

一方の締約国が規程に違反  
⇒ 他方の締約国も遵守する必要なし

伝統的：国際法、条約 ⇒ 国家の利益

6) 実態

7) 各条約：採択 1949. 8. 12 【日本：批准 1953. 7. 29 (国会承認) 1953. 10. 21 加入 (効力発生)】  
締約国 188 > 国連加盟国数 (1998. 9. 18 現在)

(1) 第一条約

「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約」

(2) 第二条約

「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約」

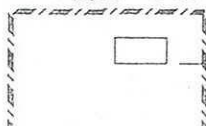
(3) 第三条約

「捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約」  
捕虜が捕らえられている間、保護するための基本的、詳細な法規則

1. 第二次世界大戦への反省
2. 捕虜への寛大な取り扱い = 権利、 ≠ 恩恵  
捕虜の地位 = 犠牲者、 ≠ 犯罪人  
= 抑留国の軍隊構成員の法的地位、できる限り同一に  
≠ 抑留国への忠誠
3. 平和条約締結時に祖国に送還されなければならない

(4) 第四条約

「戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約」



- ① 紛争当事国の国民でない者  
(第三国の文民) . . .  
・ × → 「人間の楯」
- ② 被占領国の国民)

・ **民族自決権**のための闘い  
 = 国際的武力紛争  
 第一追加議定書第一条第四項  
 「**自決の権利**を行使して、人民が**植民地支配**及び**外国による占領**に抵抗し、並びに、人種差別に抵抗して、闘っている武力紛争をも含む」

第二追加議定書第一条：適用範囲  
 「責任を負う指揮の下に、持続的且つ共同的軍事行動を**実行し**」  
 「この議定書を実施するのを可能ならしめるような支配をその領域の一部に対して行使する反乱軍又は他の組織的武装集団と、締約国の軍隊との間に生ずるすべての武力紛争に適用」

←判断は政府側

←判断は政府側

<3> ジュネーブ 4 条約共通第三条、第二追加議定書が<守る>対象  
 ≠ **国家、交戦団体**という法主体  
 = 法主対が保護する**個人**

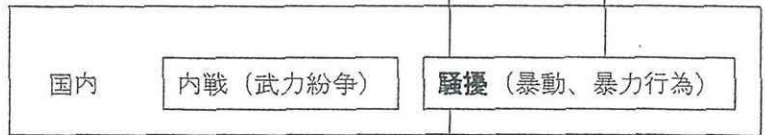
<4> ジュネーブ諸条約追加第二議定書

ペルー政府 1997. 4. 23  
 トウパク・アマル  
 タジキスタン政府 1998  
 秋野豊 (国政務)

問題点

第1条第2項

「武力紛争でない**国内的な騷擾**及び**緊張の事態には適用しない**」  
 = 判断を当事国の裁量に任せる  
 具体例



- 反政府勢力
- ・ 相当な実力を有す
- ・ 国際な広がり、広い地域を実行支配
- ・ 指導者の下で、整然と組織を形成
- ・ 民族、宗教、言語、貧困、旧植民地

1986 赤十字国際会議  
 赤十字国際委員会提案：騷擾、緊張にも適用を  
 現在 適用の見通したたず  
 加入国 (2002年1月25日現在)

加入国	第一追加議定書	第一追加議定書
日本	158 未加入	150 未加入

1993 化学兵器禁止条約

- ・ 開発、製造、貯蔵、使用禁止
- ・ 現有の化学兵器、貯蔵施設を 10 ~ 15 年以内の廃棄
- ・ 監視、査察

1996. 7. 8 核兵器：国際司法裁判所勧告

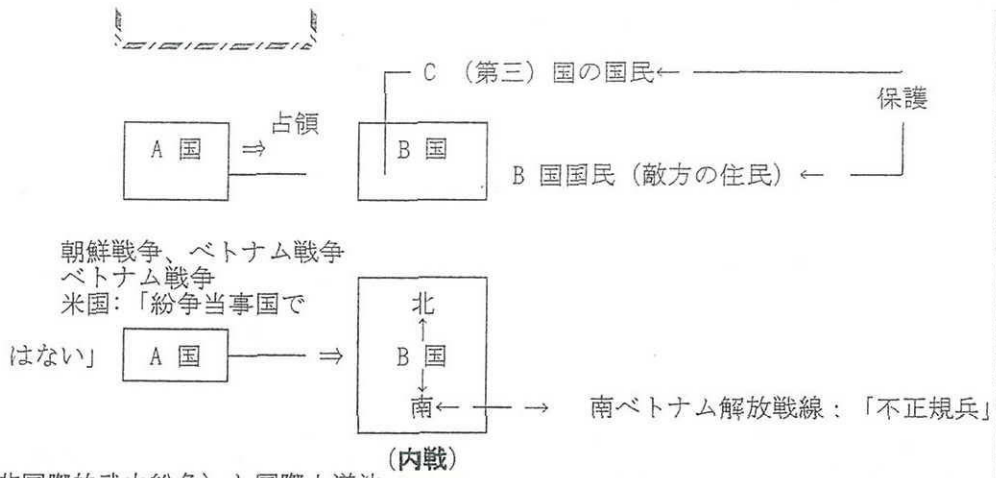
- ・ 「核兵器の使用・威嚇は、特に**国際人道法の原則、諸規則に一般に違反する**しかし、国家の存亡に関わる極限状況下の使用・威嚇には、確定的な結論を下し得ない」

1996. 10 各国 NGO + カナダ政府が禁止条約作り：対人地雷全面禁止条約

- ・ **対人地雷**の即時廃絶：国際条約の提案  
 包括的禁止；使用、貯蔵、生産、移転（輸出入）  
 処分；貯蔵された地雷、除去された地雷  
 国際協力；撤去
- ・ 政府間交渉「オタワ・プロセス」を提唱
  - 1) 自己選択方式
  - 2) 「対地雷の生産、使用などを全面的に禁止する条約を、賛同国だけで先行的に締結しよう」  
 = 全会一致制度でなく・・・→賛同するもののみが交渉に参加

1997. 9. 18 オスロ合意

- ・ 約 100 カ国が合意 (MA1)
- ・ 死傷：2.6 万人/一年、埋設：1-3 億個/60 カ国 (想定)
- ・ 署名：12 月にオタワにて
- ・ 22 カ条からなる条約文
- ・ 「人道主義が山をも動かす力を持つことを証明した」 (赤十字国際委員会代表団)
  - 1) 全面禁止
  - 2) 埋設地雷：「発効後、10 年以内のできるだけ早期に廃絶義務」  
 「開発途上国に財政的、技術的支援」⇔ 資金、人手不足



8) 内戦 (非国際的武力紛争) と国際人道法

<1>内戦の一特徴

<2>赤十字国際委員会と内戦

1871 パリ・コミュニオン

赤十字国際委員会が内戦における人道確保を真剣に検討

1874 ヘルツェゴヴィナ → 反乱 → トルコ

赤十字国際委員会が、内戦に救援要員を送りこむ

1876 第二次カルロス党員戦争 (スペイン)

ランダ博士 (スペイン赤十字総裁) ... 呼びかけ ... → スペイン政府軍  
「反政府軍の人的取り扱い」

1912 赤十字国際会議

米赤十字の主張: 内戦にも赤十字が介入する必要性

1921 赤十字国際会議

宣言「内戦の犠牲者は人道の原則に従って取り扱われる道義的権利を有する」

1936 スペイン内戦

人民宣戦政府軍 ← 赤十字国際委員会 → 反乱軍

<1>捕虜 (4万人) を訪問

<2>捕虜交換

戦後 赤十字国際委員会主張: 内戦にも適用できる国際人道法

共通第三条/ジュネーヴ4条約

1949 共通第三条/ジュネーヴ4条約

1. 内戦にも適用される条項

「個人に対する暴力」

「個人の尊厳に対する侮辱」

「人質行為」 正規に構成された

「裁判によらない刑の宣告」

内戦・非国際的武力紛争でもおこなってはならない

2. 2つの但し書き

(1) 「紛争当事者の法的な地位に影響を与えるものでなく」

= 反乱者に人道的な保護は与えるが、  
交戦団体としての資格をあたえるものではない

← 危惧【反乱者の人道的扱い  
⇒ 国際法上の交戦団体としての地位】

(2) 「赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事国に提供することができる」

← 政府側が単に犯罪者と見なしているような反乱者にも、人道的救護活動ができるようにした条項

1974 赤十字国際委員会、外交会議を主催

目的: ジュネーヴ4条約の、内戦への適用を更に発展させるため

追加議定書の採択を迫る

論争: 戦争 (【例】ベトナム戦争) ← 民族自決権に基づく

「国際的武力紛争」視  
<ジュネーヴ4条約適用可>

「非国際的武力紛争」視  
<内戦>概念

共通第二条: 次のような紛争  
・宣言された戦争、又はその他の武力紛争の場合で  
・当該締約国の一つが戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する

←B) これ以外の紛争 = 非国際的武力紛争

A) こういう紛争 = 国際武力紛争

第一追加議定書の範疇に

第二追加議定書の範疇に

- ・決議の背景
  - 1)犠牲者の増加
  - 2)NGOの活動→国際世論の喚起
  - 3)交渉の先導役の国々の努力：カナダ、ノルウェー、オーストリア
- 1997.10.10 「地雷禁止国際キャンペーン」(ICBL)がノーベル平和賞受賞
- 1997.12 オタワ条約(対人地雷全面禁止条約)調印
- 1998.9. オタワ条約 40カ国目が批准
- 1998.9.30 日本が批准 45番目
- 1999.2.26 オタワ条約 65カ国目が批准、132カ国署名
- 1999.2.27 オタワ条約 67カ国が批准
- 1999.3.1 オタワ条約発効
  - ・未加盟：米、露、中、印、パ、韓国、北朝鮮、アフガニスタン
  - ・異例の早さの発効(朝 99.2.28)：署名開始 97.暮れから15ヶ月
  - ・条約作りを主導：カナダ政府+NGO
  - ・対人地雷埋設
    - 埋設量=1.1億個 ⇒ 撤去費用=330億<sup>ドル</sup>
    - 各国→(拠出金)→地雷除去基金(国連)=4300万<sup>ドル</sup>/1998.10
    - 2000人以上死傷/毎月
    - 1個除去/20個埋設、 価格；3-30<sup>ドル</sup>/1個 ⇔ 300-1000<sup>ドル</sup>/1個除去
  - 貯蔵
    - 貯蔵量=ほぼ1.1億個(国連地雷除去データベース、読 99.2.28)
  - オタワ条約の骨子(読99.2.28)
    - 1)行わない：使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有、移転
    - 2)認められる：探知・除去・破壊技術の開発、訓練 → 最低限の保有、移転
    - 3)破壊時期：保有地雷 条約発効から4年以内  
埋設地雷 条約発効から10年以内
    - 4)報告義務：発効から180日以内  
貯蔵地雷の総数、型式  
生産施設の転用・廃棄計画
    - 5)調査：条約順守に疑問 → 加盟国会議等の決定 → 調査団派遣
- 1998.7 国際刑事裁判所設立条約(ローマ規定)採択
  - ・賛成120 反対7 棄権21
  - ・2002.7.1 ローマ規定発効
    - 1)ニュルンベルク(臨時)から、国際刑事裁判所(常設)
    - 2)国家犯罪に対して、個人が責任
    - 3)非暴力により市民益を増幅させる
    - 4)扱う対象
      - <1>集団殺害(ジェノサイド)
      - <2>人道に対する罪
      - <3>戦争犯罪
      - <4>侵略戦争(定義は今後定める)

(田村 光彰)

# 日本国憲法

〔●公布 1946(昭和21)年11月3日 ●施行 1947(昭和22)年5月3日〕

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす意識を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第1章 天皇

第1条〔天皇の地位・国民主権〕 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条〔皇位の継承〕 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条〔天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認〕 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条〔天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任〕

① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条〔摂政〕 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条〔天皇の任命権〕 ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条〔天皇の国事行為〕 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

2 国会を召集すること。

3 衆議院を解散すること。

4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

7 栄典を授与すること。

8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

9 外国の大使及び公使を接受すること。

10 儀式を行ふこと。

第8条〔皇室の財産授受〕 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

## 第2章 戦争の放棄

第9条〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第3章 国民の権利及び義務

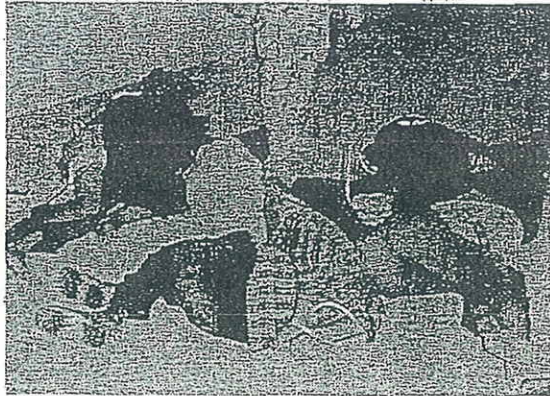
第10条〔国民の要件〕 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

# 女性も裸、犬で威嚇

## イラク人虐待、執拗に

### 米紙、軍の実態を報道

【ロサンゼルス3日共同】駐留米軍によるイラク人虐待問題で、米紙ロサンゼルス・タイムズは三日、同軍が女性を裸にしたり、軍用犬で威嚇するなど、精神的、肉体的に拘留者を執拗に虐げていた実態を軍の内部報告書を基に報じた。



イラクの旧アブグレイブ刑務所で、後ろ手に縛られたイラク人拘留者を監視する米兵。撮影日は不明（米誌ニューヨーカー提供、ロイター＝共同）

報告書は軍が今年二月、待の詳細に関する報道はにまごめたもので、米誌初めて、イラクを含むアラブニューヨーカー（インタラフ）社会の反米感情が一ネット版が二日に存層悪化するのには必至だ。在を明らかにしたが、虐同紙によると、バグダ

ッド西方の旧アブグレイブ刑務所内で昨年十一月の間、米軍関係者が拘留者の指や性器などに電線を取り付け、電気ショックを与えると脅したり、軍用犬を使って威嚇し、重傷を負わせていた事実が判明。

イラク国民の大半を占めるイスラム教徒は、伝統的に犬を不浄の動物とみなしている上、女性を含む多数の拘留者の裸やみだらな行為をビデオ撮り、保守的なイスラム教徒の怒りに火を付ける内

#### 米軍内部報告書の要旨

- 一、軍警察の要員による拘留者虐待には、以下の行為が含まれていた。
- 一、男性と女性の裸をビデオと写真で撮影する。
- 一、卓狼（ひわい）な姿勢を取らせ、写真撮影する。
- 一、裸にし、数日間放置する。
- 一、殴打し、ける。素足に飛び乗る。
- 一、裸の男性に女性の下着着用を強制する。
- 一、軍用犬をけしかける。拘留者が重傷を負った例がある。
- 一、男性のグループに慰行為を強制し、写真撮影する。
- 一、男性の指やつま先、性器に電線を取り付け、電気ショックの發しをかける。
- 一、裸の男性の足に、十五歳の別の拘留者を強姦（ごうかん）したとの告白の脅威をかける。
- 一、犬の首輪を着けた男性の前で女性米兵が写真撮影する。
- 一、男性憲兵が女性拘留者と性行為をする。
- 一、電球を壊し、電球内の有毒物リンを拘留者に振り掛ける。
- 一、拳銃で威嚇する。
- 一、いすやほうきで殴打する。
- 一、裸の拘留者に冷水を浴びせる。
- 一、（医師ではない）憲兵が壁に打ち付けられ負傷した拘留者の傷口を縫合する。
- 一、肛（こう）門に蛍光スティックやほうきを挿入する。

容となつている。報告書はこうした「サディスティックな行為」が起きた原因について、「（戦争捕虜の虐待を禁じた）ジュネーブ条約に違反している」と述べた。同紙によると、六人は犯罪としての訴追対象となつた。

【ワシントン4日共同】四日付の米紙USA Todayは、イラクの旧アブグレイブ刑務所で起きたイラク人虐待事件で、米軍兵士七人の関与が新たに判明、処罰された者は計十三人に達し、一部は訴追の対象となつたと報じた。イラク駐留米軍当局者は三日、虐待事件に関連し、将校を含む兵士六人を懲戒処分にしたと述べていた。同紙によると、六人は犯罪としての訴追対象となつた。新たに判明した七人は、六人よりも軽い処分を受けたという。◇「きよつの人」「ニュースの言葉」休みます。

(1) 第一次大戦勃発

オーストリア・ハンガリー ⇔ セルビア  
ドイツ 英, ロシア, 仏

1914

・ 1919.7.28

ベルリン ドイツ兵士の手紙

・ 1914

ミュンヘン；ヒトラー、出征するドイツ兵士

・ ロンドン

ツヴァイク (オーストリア作家)

イギリス兵

・ 仏国防省資料部

第一次大戦時

検閲

・ かつて = 歩兵 + 馬 → 突撃、皮の帽子

今 = (新) 機関銃 (ビッカース社, ホッチキス機関銃) + 鉄カブ

・ 東部戦線

ニコライ 2 世

ドイツ兵

・ 欧州の植民地 → 欧州

仏領インドシナ (動員)

セネガル = 後に、仏の植民地の先兵に

インド, 中国

・ パリ；タクシーによる兵員の輸送、夏時間

・ イギリス, ロシア

・ 女性兵士

・ パリ；託児所

・ (新) 飛行船 (ツェペリン) → ロンドン, パリ

(ドイツ) 爆撃

・ (新) 塹壕

西武戦線；突撃 → (新) 消耗戦  
腕時計 = 時を決め一斉に攻撃

北海にまで；700 キロ

仏；ソンム

雨；最大の敵 → 凍傷と水虫

・ 西部戦線

仏 "母が涙を流す映像は禁止"、特に死体；無許可 = 死刑

・ パレスチナ, オスマン帝国

ファイサル一世 (反旗)

アラビアのロレンス；アラブを動かして → トルコ

・ インド；ガンジー「志願兵に応募せよ」(大英帝国に協力せよ)

・ アメリカ；ハリウッド

チャップリン；アメリカ大統領

(年俸 7 倍)

・ 日本；対独戦線布告

対中国；青海へ出征

( ) 海へ ← (英国の求め)

生糸 4 倍に ( ) で米に次ぐ世界第二

船成金、鉄成金

戦争景気 → 豊に

・ 大量殺戮兵器

1915 西部戦線

・ (新) 毒ガス 3000 種の化学兵器

ガス弾

1915.4.25 ドイツ；塩素ガス, 120 トン

塩素ガス → 5000 人死傷者

・ (新) ガスマスク

化学者 → 原爆開発へ

オットー・ハーン「戦争を早く終わらせる」

・ 戦術；カモフラージュ作戦、おとり

・ (新) 戦車 (イギリス型マーク I) → 塹壕戦

チャーチル (海軍大佐)

農業用トラクター

↓

戦車に ⇔ 機関銃、塹壕、鉄条網

「鋼鉄のケダモノ」(レマルク)

スナイダー (イギリス)

A72 (ドイツ)

フォード 3 F (米)

( ) (ドイツ)

ロールスロイス (英)

● (新) 飛行機に爆弾  
自動的に爆弾投下可能な機関銃設置

・大砲の巨大化 → 到達距離を大きく

・仏兵士の手紙

・砲弾 13 億発 > 日露戦争

500倍

・ドイツ兵士の手紙 「ネズミにより人間の肉」

負傷者 ( )

● (新) 後遺症

絶え間のない砲弾 → 体のマヒ、意味不明の言動

( ) ショック (英国 - 12万人)

● ユトランド沖海戦

英 ⇄ 独

最大の海戦

独、海上輸送を断たれる → U-Boot (「灰色の狼」) の開発

↓

戦艦 ⇄

無差別攻撃の始まり

⇄ 民間機

(2) **ロシア革命**

・1917モスクワ

ロシア兵 東部戦線 100 万兵士、戦線放棄

・1917.2.23

パンの配給を待つ女性

↓ 「パンを」「戦争をやめろ」 街に赤旗がはためく

皇帝ニコライ 2 世

・1917.10.24

10月革命 → 歴史上初の社会主義政権誕生；「10月」(エイゼンシュタイン) に記録

・ソビエトは第一次世界大戦の参戦をやめる

・シベリア出兵

7 ヵ月 (日、米、仏、英・・・)

日本；7 万人、第一次世界大戦終結してもシベリアに居座る

・アメリカ参戦 建前；「民主主義のために」

本音；米 → 英国 ⇒ 敗北すると返却不能

(巨額の貸付金)

志願兵；10万人 → ● (新) 選抜徴兵制 400万、黒人徴兵 → 単純作業に

「自由公債」(Liberty bonds)；公債 ← 国民

法案：『戦争に反対することは違法』(ルーズベルト大統領) 成立

映画；公債 (チャップリン)

● (新) 米戦争史上初めて本格的に海外派兵

アメリカ軍編集部

マッカーサー

伝書バト → ● (新) 無線

ガス弾銃、火炎放射器

・1917.8 物量

米英仏 → 独

壊滅的打撃

・1918.11 ドイツ革命

・パリ

1918.1.18

・オーストリア=ハンガリー帝国崩壊

・チェコ独立

・1918.10

ハンガリー独立

大量殺戮 死者：900 万人、負傷者：2000万人

・チャーチル「女性、一般市民を殺すことになる」「初て自分たちを( )させる道具」



# III 化学・生物・環境兵器

軍縮III

III 1 毒ガスの禁止に関するハーグ宣言(窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言)

署名 一八九九年七月二九日(ハーグ)  
効力発生 一九〇〇年九月四日  
日本国 一八九九年七月二九日署名、一九〇〇年九月三日批准、一〇月六日批准書寄託、効力発生、一二月二二日公布(勅令)

下二記名スル海牙万国平和會議ニ賛同シタル諸國ノ全權委員ハ、之ヲ為各本國政府ノ委任ヲ受ケ、一八六八年一月二九日、一月二二日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ、左ノ宣言ヲ為セリ。  
締結國ハ、窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス。  
締結國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り、締結國ハ、本宣言ヲ遵守スルノ義務

拘束する国際法の一部として広く受諾されるために、  
次のとおり宣言する。

締結國は、前記の使用を禁止する条約の當事國となつていない限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用について適用すること及びこの宣言の文言に従つて相互に拘束されることに同意する。  
締結國は、締結國以外の國がこの議定書に加入するように勧誘するためあらゆる努力を払うものとする。その加入は、フランス共和国政府に通告され、同政府によりすべての署名國及び加入國に通告されるものとし、同政府による通告の日効力を生ずる。  
この議定書は、フランス語及び英語の本文とともに正文とし、できる限りすみやかに批准されなければならない。この議定書には、本日の日付を付する。

この議定書の批准書は、フランス共和国政府に送付するものとし、同政府は、直ちに各署名國及び各加入國に対し当該批准書の寄託を通告する。  
この議定書の批准書及び加入書は、フランス共和国政府に寄託しておく。

この議定書は、各署名國につきその批准書の寄託の日効力を生ずるものとし、その署名國は、その時から、すでに批准書を寄託している他の署名國との關係において拘束される。  
(以下省略)

(L. T. S. Vol. 94, 1929)

アルモノトス。  
前項ノ義務ハ、締結國間ノ戦闘ニ於テ、一ノ非締結國カ交戦國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス。  
本宣言ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。  
(略)

若締結國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ、書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ。右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾余ノ締結國ニ通知ス。  
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス。  
(以下省略)

## III 3 化学・生物兵器禁止決議

採 択 一八九九年二月一六日国連總會決議 2603A (XXIV)

總會は、  
化学・生物学的戦争手段がつねに恐怖をもつて眺められ、かつ国際社会によつて正当にも非難されてきたことを考慮し、  
これらの戦争手段の影響はたびたび制御不能・予測不可能でありかつ戦闘員と非戦闘員を區別することなく傷つけるから、また、いかなる使用もエスカレーションの重大な危機を引き起こすであろうから、これらの戦争手段は本質的に非難されることを考慮し、  
相次ぐ国際文書がかかる戦争手段の使用を禁止し、またその防止を求めてきたことを想起し、  
この点に關して、  
(a) 当時存在した國家の過半数が、一九二五年六月一七日にジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的戦争手段の戦争における使用の禁止に關する議定書に加わつたこと、  
(b) それ以後さらに一層の諸國がこの議定書の當事國となつたこと、  
(c) なお他の諸國は、その原則及び目的に従つて宣言してきたこと、  
(d) これらの原則及び目的は國家の実践における廣泛な尊重を命じてきたこと、

III 2 ジュネーヴ毒ガス議定書(窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的戦争手段の戦争における使用の禁止に關する議定書)

署名 一九二五年六月一七日(ジュネーヴ)  
効力発生 一九二八年二月八日  
日本国 一九二五年六月一七日署名、一九二〇年五月一三日国會承認、五月二二日批准書寄託、効力発生、公布(条約第四号)

下名ノ全權委員ハ、各自ノ政府ノ名において、窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス(Other gases)及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非難されてるので、  
前記の使用の禁止が、世界の大多數の國が當事國である諸條約中に宣言されているので、この禁止が、諸國の良心及び行動をひとしく

(e) 總會は、反対票なく、ジュネーヴ議定書の原則及び目的の、すべての國家による嚴格な遵守を要請してきたこと、  
に特に注目し、  
それゆゑ、前述のすべての事情に照らして、ガス議定書が、技術的發展のいかんを問はず、すべての生物的及び化学的戦争手段の國際武力紛争における使用を禁止する一般に承認された國際法規則を具現するものであることを認め、  
一九六八年二月一〇日の總會決議 2425A (XXIII) S下で事務総長により任命された専門家グループの、化学及び細菌学(生物学)兵器とその使用の影響に關する報告書に留意し、  
この報告書及び事務総長によるそれへの序文が、これらの規則を確認し、かつ将来のためにその範圍に關する不確実さを取り払うため、一層の緊急性を付け加え、また、かかる確認により、規則の実効性を保障しかつすべての國がそれに従う決意を表明することを可能にすることを考慮して、  
國際武力紛争における次のものの使用を、  
一九二五年六月一七日ジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書に具現されたように、一般に承認された國際法規則に反するものと宣言する。

(a) あらゆる化学戦争劑——人、動物又は植物に對するその直接の毒性効果のために用いられるる化学物質。但し、ガス状、液体、固體たるを問わぬ。  
(b) あらゆる生物戦争劑——人、動物又は植物の病氣又は死を引き起こすための、かつ

軍縮III

17

### C 1 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約

署名 一九〇七年一月一日(ヘーグ)  
 効力発生 一九〇一年一月二十六日  
 日本國 一九一一年二月一日批准書寄託  
 一九二二年二月一日効力発生  
 同年一月三日公布(条約第四号)

独逸皇帝普魯西國皇帝陛下(以下條約國元首各省略)ハ、平和ヲ維持シ且諸國間ノ戰爭ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ、其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ為兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ為スノ必要ナルコトヲ考慮シ、斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ發達トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ、之カ為戰爭ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ、又ハ成ルヘク戰爭ノ慘害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ、之ヲ修正スルノ必要ヲ認め、一八七四年ノ比律悉會議ノ後ニ於テ、聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ依テ、陸戦ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和會議ノ事業ヲ或点ニ於テ補充シ、且精確ニスルヲ必要ト判定セリ。締約國ノ所見ニ依レハ、右條規ハ、軍事上ノ必要ノ許ス限、努メテ戰爭ノ慘害ヲ極減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ、交戦者相

戦争

49

互間ノ關係及人民トノ關係ニ於テ、交戦者ノ行動ノ一般ノ準繩タルヘキモノトス。

但シ、實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ、此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖、明文ナキノ故ヲ以テ、規定セラレサル總テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅斷ニ委スルハ、亦締約國ノ意思ニ非サリシナリ。

一層完備シタル戰爭法規ニ関スル法典ノ制定セララルニ至ル迄ハ、締約國ハ、其ノ採用シタル條規ニ含マレサル場合ニ於テモ、人民及交戦者カ依然文明國ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム。

締約國ハ、採用セラレタル規則ノ第一条及第二条ハ、特ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ宣言ス。

締約國ハ、之カ為新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲シ、各左ノ全權委員ヲ任命セリ。

(委員各省略)  
 因テ各全權委員ハ、其ノ良好妥當ナリト認めラレタル委任状ヲ寄託シタル後、左ノ條項ヲ協定セリ。

第一条(軍隊ニ對する訓令) 締約國ハ、其ノ陸軍軍隊ニ對シ、本條約ニ附屬スル陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スヘシ。  
 第二条(總加入條項) 第一条ニ掲ケタル規則及本條約ノ規定ハ、交戦國カ悉ク本條約ノ当事者ナルトキニ限、締約國間ニ之ヲ適用ス。  
 第三条(違反) 前記規則ノ條項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍

隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。

第四条(一八九九年の條約) 本條約ハ、正式ニ批准セラレタル上、締約國間ノ關係ニ於テハ、陸戦ノ法規慣例ニ関スル一八九九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス。

一八九九年ノ條約ハ、該條約ニ記名シタルモ、本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ、依然効力ヲ有スルモノトス。  
 第五条(批准) 本條約ハ、ナルヘク速ニ批准スヘシ。

批准書ハ、海牙ニ寄託ス。  
 第一回ノ批准書寄託ハ、之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ証ス。

爾後ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ宛テ、且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス。  
 第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認証謄本ハ、和蘭國政府ヨリ、外交上ノ手續ヲ以テ、直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ。前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ、和蘭國政府ハ、同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス。

第六条(加入) 記名國ニ非サル諸國ハ、本條約ニ加盟スルコトヲ得。  
 加盟セムト欲スル國ハ、書面ヲ以テ、其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ、且加盟書ヲ送付シ、之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ。  
 和蘭國政府ハ、直ニ通告書及加盟書ノ認証謄本ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。

第七条「効力発生」本条約ハ、第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸国ニ対シテハ、其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六〇日ノ後、又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸国ニ対シテハ、和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六〇日ノ後ニ、其ノ効力ヲ生スルモノトス。

第八条「廃棄」締約国中本条約ヲ廃棄セムト欲スルモノアルトキハ、書面ヲ以テ、其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書ノ認証原本ヲ爾余ノ諸国ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。廢棄ハ、其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後、右通告ヲ為シタル国ニ対シテノミ、効力ヲ生スルモノトス。

第九条「寄託の帳簿」和蘭國外務省ハ、帳簿ヲ備ヘ置キ、第五条第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟（第六条第二項）又ハ廢棄（第八条第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス。各締約国ハ、右帳簿ヲ閲覧シ、且其ノ認証抄本ヲ請求スルコトヲ得。

右証換トシテ、各全権委員本条約ニ署名ス。  
（署名省略）

条約附属書

陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款 交戦者

第一章 交戦者ノ資格

第二段七条「砲撃の制限」攻囲及砲撃ヲ為スニ当リテハ、宗教、技芸、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限、之ヲシテナルヘク損害ヲ免カレシムル為、必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス。

被圍者ハ、看易キ特別ノ徽章ヲ以テ、右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ。右徽章ハ予メ之ヲ攻圍者ニ通告スヘシ。

第二八条「略奪」都市其ノ他ノ地域ハ、突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖、之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス。

第二章 間諜

第二九条「間諜の定義」交戦者ノ作戦地帯内ニ於テ、対手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ、隠密ニ又ハ虚偽ノ口実ノ下ニ行動シテ、情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ、之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス。

故ニ変装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ為敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ、之ヲ間諜ト認メス。又、軍人タルト否ト問ハス、自國軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ伝達スルノ任務ヲ公然執行スルモノモ亦之ヲ間諜ト認メス。通信ヲ伝達スル為、及総テ軍又ハ地方ノ各部門ノ連絡ヲ通スル為、輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ。

第三〇条「間諜の裁判」現行中捕ヘラレタル間諜ハ、裁判ヲ經ルニ非サレハ、之ヲ罰スルコトヲ得ス。

第一条「民兵と義勇兵」戦争ノ法規及權利義務ハ、単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス、左ノ条件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス。

一 部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト  
二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト  
三 公然兵器ヲ携帯スルコト  
四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

第二条「群民兵」占領セラレサル地方ノ人民ニシテ、敵ノ接近スルニ當リ、第一条ニ依リテ編成ヲ為スノ違ナク、侵入軍隊ニ抗敵スル為自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帯シ、且戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ、之ヲ交戦者ト認ム。

第三条「兵力の構成員」交戦當事者ノ兵力ハ、戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得。敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ、二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス。  
（中略）

第二款 戦闘

第一章 善敵手段、攻囲及砲撃

第二二条「善敵手段の制限」交戦者ハ、善敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス。

第三二条「前の間諜行為に対する責任」一旦所属軍ニ復帰シタル後ニ至リ敵ノ為ニ捕ヘラレタル間諜ハ、俘虜トシテ取扱ハルヘク、前ノ間諜行為ニ対シテハ、何等ノ責ヲ負フコトナシ。

第三章 軍使

第三二条「軍使の不可侵權」交戦者ノ一方ノ命ヲ帯ヒ、他ノ一方ト交渉スル為、白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ、之ヲ軍使トス。軍使並ニ之隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通訳ハ、不可侵權ヲ有ス。

第三三条「軍使を受ける義務」軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ、必スシモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス。

部隊長ハ、軍使カ軍狀ヲ探知スル為其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ル事ヲ得。

第三四条「背信行為」軍使カ背信ノ行為ヲ教唆シ、又ハ自ラ之ヲ行フ為其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ証跡明確ナルトキハ、其ノ不可侵權ヲ失フ。

第四章 降伏規約

第三五条「軍人の名譽に関する例規」締約當事者間ニ協定セラレル降伏規約ニハ、軍人ノ名譽ニ関スル例規ヲ參酌スヘキモノトス。

降伏規約一旦確定シタル上ハ、當事者双方ニ於テ秘密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス。

第二三条「禁止事項」特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ。  
イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト  
ロ 敵國又ハ敵軍ニ属スル者ヲ背信ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト  
ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尽キテ降フ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト  
ニ 助命セサルコトヲ宣言スルコト  
ホ 不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

（軍使旗、國旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジェネヴァ」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト）  
ト 戦争ノ必要上ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押取スルコト

チ 對手當事國國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト  
交戦者ハ、又對手當事國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本國ニ對スル作戦動作ニ加ラシムルコトヲ得ス。戦争開始前其ノ役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ。

第二四条「奇計」奇計並敵情及地形探知ノ為必要ナル手段ノ行使ハ、適法ト認ム。  
第二五条「防守されない都市の攻撃」防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス。

第二六条「砲撃の通告」攻撃軍隊ノ指揮官ハ、強襲ノ場合ヲ除クノ外、砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スル為、施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘキモノトス。

第五章 休戦

第三六条「作戦動作の停止」休戦ハ、交戦當事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス。若其ノ期間ノ定メナキトキハ、交戦當事者ハ、何時ニテモ再び動作ヲ開始スルコトヲ得。但シ、休戦ノ條件ニ遵依シ、所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス。

第三七条「全般的と部分的の休戦」休戦ハ、全般的又ハ部分的タルコトヲ得。全般的休戦ハ、普ク交戦國ノ作戦動作ヲ停止シ、部分的休戦ハ、単ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス。

第三八条「通告」休戦ハ、正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ當該官憲及軍隊ニ通告スヘシ。通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時間ニ至リ、戦闘ヲ停止ス。

第三九条「人民との關係」戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及人民相互間ノ關係ヲ休戦規約ノ条項中ニ規定スルコトハ、當事者ニ一任スルモノトス。  
第四〇条「違反」當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ、他ノ一方ハ、規約廢棄ノ權利ヲ有スルノミナラス、緊急ノ場合ニ於テハ、直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得。  
第四一条「処罰」個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戦規約ノ条項ニ違反シタルトキハ、唯其ノ違反者ノ処罰ヲ要求シ、且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ。

第三款 敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ権力

戦争

第四二条「占領地域」一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、占領セラレタルモノトス。

第四三条「占領地の法律の尊重」国ノ権力カ有事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スルヲ施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。

第四四條「情報との供与」交戦者ハ、占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供与セシムルコトヲ得ス。

第四五條「宣誓」占領地ノ人民ハ、之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ対シ忠誠ノ誓ヲ為サシムルコトヲ得ス。

第四六條「私権の尊重」家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。

第四七條「略奪の禁止」掠奪ハ、之ヲ嚴禁ス。第四八條「租税その他の徴収」占領者カ占領地ニ於テ國ノ為ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規制ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第四九條「取立金」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第五〇條「連坐罰」人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第五一條「取立金の徴収方法」取立金ハ、総テ指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレバ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

第五二條「徵發及課役」現品徵發及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレバ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。

第五三條「國有財産」一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外、之ヲ押取スルコトヲ得ス。

第五四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第五五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第五六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

モノト雖、之ヲ押取スル事ヲ得。但シ、平和克復ニ至リ、之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。

第五四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第五五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第五六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

C 2 戦時海軍砲撃条約(戦時海軍カヲ以テスル砲撃ニ関スル条約)

署名 一九〇七年(〇月一八日(ハート) 効力発生 一九〇一年一月二六日 日本国 一九二二年二月一日発効

独逸皇帝普魯西國皇帝陛下(以下條約國元首名略)ハ、防守セラレザル港、都市及村落ヲ海軍力ヲ以テ砲撃スルコトニ関シ、第一回平和會議ノ表明シタル希望ヲ実行セムト欲シ、為シ得ル限、陸戰ノ法規慣例ニ関スル一八九九年ノ規則ノ主義ヲ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ及ホシ、以テ住民ノ權利ヲ保障シ、且重要ナル建物ノ保存ヲ確實ニスヘキ一般規定ヲ右砲撃ニ適用スルノ必要ヲ考慮シ、之ニ依リテ人類ノ利益ニ貢獻シ、戰爭ノ被害ヲ軽減セムトノ希望ヲ体シ、之カ為条約ヲ締結スルニ決シ、各左ノ全權委員ヲ任命セリ。

第一章 防守セラレザル港、都市、村落、住宅又ハ建物ノ砲撃

第一条「砲撃の禁止」防守セラレザル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ、海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス。

第五七條「取立金の徴収」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第五八條「租税その他の徴収」占領者カ占領地ニ於テ國ノ為ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規制ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第五九條「取立金」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第六〇條「連坐罰」人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第六一條「取立金の徴収方法」取立金ハ、総テ指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレバ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

第六二條「徵發及課役」現品徵發及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレバ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。

第六三條「國有財産」一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外、之ヲ押取スルコトヲ得ス。

第六四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第六五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第六六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

第六七條「取立金の徴収」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第六八條「租税その他の徴収」占領者カ占領地ニ於テ國ノ為ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規制ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第六九條「取立金」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第七〇條「連坐罰」人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第七一條「取立金の徴収方法」取立金ハ、総テ指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレバ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

第七二條「徵發及課役」現品徵發及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレバ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。

第七三條「國有財産」一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外、之ヲ押取スルコトヲ得ス。

第七四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第七五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第七六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

第七七條「取立金の徴収」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第七八條「租税その他の徴収」占領者カ占領地ニ於テ國ノ為ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規制ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第七九條「取立金」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第八〇條「連坐罰」人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第八一條「取立金の徴収方法」取立金ハ、総テ指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレバ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

第八二條「徵發及課役」現品徵發及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレバ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。

第八三條「國有財産」一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外、之ヲ押取スルコトヲ得ス。

第八四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第八五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第八六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

第八七條「取立金の徴収」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第八八條「租税その他の徴収」占領者カ占領地ニ於テ國ノ為ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規制ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第八九條「取立金」占領者カ占領地ニ於テ前条ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルヲ為ニスル場合ニ限ルモノトス。

第九〇條「連坐罰」人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第九一條「取立金の徴収方法」取立金ハ、総テ指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレバ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

第九二條「徵發及課役」現品徵發及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレバ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。

第九三條「國有財産」一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有財産ノ外、之ヲ押取スルコトヲ得ス。

第九四條「海底電線」占領地ト中立地トヲ連絡スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレバ、之ヲ押取シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。

第九五條「国有不動産」占領國ハ、敵國ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及利益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且利益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第九六條「公共用建設物」市区町村ノ財産並國ニ属スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押取、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス。

第二章 一般ノ規定

第五條「公共建築物等の保護」海軍力ヲ以テ砲撃ヲ為スニ当リテハ、指揮官ハ、宗教、技芸、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限、之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムルヲ為、必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス。

戦争

20

すべての国家は主権平等を享受する。すべての国家は、経済的、社会的、政治的またはその他の性質の相違にかかわらず、平等の権利と義務を有し、国際社会の平等の構成員である。とりわけ、主権平等はつぎの諸要素をふくむものである。

- (a) 国家は、法的に平等である。
- (b) すべての国家は、完全な主権に固有の諸権利を享受する。
- (c) すべての国家は、他の国家の人格を尊重する義務を有する。
- (d) 国家の領土保全と政治的独立は、不可侵である。
- (e) すべての国家は、その政治的、社会的、経済的および文化的体制を自由に選択し発展させる権利を有する。
- (f) すべての国家は、その国際的義務を完全にかつ誠実に履行し、他の国家と平和に生活する義務を有する。

国家は、みずから受諾した義務を、憲章にしたがって、誠実に履行しなければならぬという原則

すべての国家は、みずから受諾した義務を、国際連合憲章にしたがって、誠実に履行する義務を有する。

すべての国家は、国際法の一般に承認された原則と規則のもとにおける義務を、誠実に履行する義務を有する。すべの国家は、国際法の一般に承認された原則と規則のもとで有効な国際的合意にもとづ

く義務を、誠実に履行する義務を有する。国際的合意から生ずる義務と、国際連合加盟国の国際連合憲章上の義務とが抵触するときは、憲章上の義務が優先する。

一般的部分

二、つぎのことを宣言する

上記の諸原則は、その解釈と適用にかんしては相互に関連しており、各々の原則は他の諸原則にてらして解釈されなければならない。本宣言のどの部分も、憲章の諸規定、または憲章のもとにおける人民の権利を、本宣言におけるこれら諸権利の詳述を考慮にいれつつ、いかなる方法によってもそこなうものと解釈されるべきでない。

三、さらに、つぎのことを宣言する

本宣言に具現された憲章の諸原則は、国際法の基本原則を構成するものであり、したがってそれはすべての国家にたいして、その国際的行動においてこれらの諸原則によって導びかれるよう、そしてその相互関係をこれらの諸原則の厳格な遵守を基礎として発展させるよう訴えるものである。

13 不戦条約(戦争放棄二開スル条約)

署名 一九二八年八月二七日(パリ)  
 効力発生 一九二九年七月二四日  
 日本国 一九二九年七月二四日批准書寄託  
 効力発生、七月二五日公布(条約第一号)

独逸国大統領、亜米利加合衆国大統領、白耳義国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、「グレート・ブリテン」、「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、波蘭共和国大統領、「チェッコスロウアキア」共和国大統領、人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深ク感銘シ、

其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンガ爲メ、国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ卒直ニ拋棄スベキ時機ノ到来セルコトヲ確信シ、

其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ、平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムベク、又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルベキコト、及今後戦争ニ訴ヘテ国家ノ利益ヲ増進セントスル署名国ハ、本条約ノ供与スル利益ヲ拒否セラルベキモノナルコトヲ確信シ、

其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ国ガ此ノ人道的努力ニ参加シ且本条約ノ実施後速ニ之ニ

14 軍縮大憲章(軍備の全般的な規制及び縮少を律する原則)

採 択 一九四六年二月一日日連連総会決議(10)

1 国際連合憲章第一一条を履行し、また国際連合の目的と原則に従って国際的平和と安全を強化する目的をもって、総会は、兵器と武装兵力の、早期にして全般的な規制と縮少の必要を認める。

したがって、

2 総会は、

安全保障理事會が兵器と武装兵力の全般的な規制と縮少を規定するために欠くことのできない、そしてそのような兵器と武装兵力の規制と縮少が参加国の一部だけによって一方的に遵守されるのではなく、すべての参加国により全般的に遵守されることを保障するために欠くことのできない、實際的措置をその優先性に従って策定するよう、早急に審議することを勧告する。安全保障理事會が策定した計画は、事務総長により国際連合加盟国に提出され、総会の特別會議で審議される。署名国によって承認された条約または協約は、従って批准を受ける。

3 原子力兵器及び現在と将来に大量破壊に應用できる他のいっさいの主要兵器を禁止し、

加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本条約ノ規定スル恩沢ニ浴セシメ、以テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ノ共同拋棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合セントヲ希望シ、

茲ニ条約ヲ締結スルコトニ決シ、之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。

(委員名省略)

因テ各全權委員ハ、互ニ其ノ全權委任状ヲ示シ、之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後、左ノ諸条ヲ協定セリ。

第一條「戦争放棄」締約国ハ、國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拋棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。

第二條「紛争の平和的解決」締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問はず、平和的手段ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス。

第三條「批准、加入」本条約ハ、前文ニ掲ゲラルル締約国ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク、且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ実施セラレベシ。

本条約ハ、前項ニ定ムル所ニ依リ実施セラレタルトキハ、世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カルベシ。一國ノ加入ヲ証スル各文書ハ、「ワシントン」ニ於テ寄託セラレベク、本条約ハ、右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本条約ノ他ノ當事國トノ間ニ実施セラレベシ。

右証拠トシテ、各全權委員ハ、仏蘭西語及英吉利語ヲ以テ作成セラレ兩本文共ニ同等の効力ヲ有スル本条約ニ署名調印セリ。

(署名省略)

(L. T. S. Vol. XCIV, p. 57, No. 2137)

政府宣言書 (昭和四年六月二七日)

帝國政府ハ、一九二八年八月二七日巴里ニ於テ署名セラレタル戦争拋棄二開スル条約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ、帝國憲法ノ条章ヨリ觀テ、日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス。

21